

**令和5年度野田村一般会計歳入歳出予算において引上げ分の地方消費税交付金
(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和5年度野田村一般会計歳入歳出予算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、以下のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 38,200千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,039,564千円

※社会保障4経費とは、いわゆる「年金・医療・介護・子育て」に係る経費を指します。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	歳出 予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	村 債	その他	地方消費税 交付金(社会 保障財源 化分)	その他	
社会福祉	社会福祉・障害者 福祉事業	249,350	126,282	0	3,185	2,200	117,683
	高齢者福祉事業	25,855	428	0	6,408	0	19,019
	児童福祉事業	363,519	249,564	25,000	2,505	18,000	68,450
	母子福祉事業	23,000	5,043	0	30	4,000	13,927
	小 計	661,724	381,317	25,000	12,128	24,200	219,079
社会保険	国民健康保険事業	36,301	18,252	0	0	0	18,049
	介護保険事業	117,511	113	0	36,397	10,000	71,001
	後期高齢者医療事業	67,175	12,786	0	0	0	54,389
	国民年金事業	106	106	0	0	0	0
	小 計	221,093	31,257	0	36,397	10,000	143,439
保健衛生	保健衛生事業	95,150	4,602	1,000	758	4,000	84,790
	予防対策事業	39,614	15,375	0	0	0	24,239
	高齢者保健事業	21,372	2,897	0	1,381	0	17,094
	精神保健事業	611	292	0	0	0	319
	小 計	156,747	23,166	1,000	2,139	4,000	126,442
合 計	1,039,564	435,740	26,000	50,664	38,200	488,960	

※国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業は、それぞれ特別会計への繰入金や広域連合への負担金を計上しています。